

佐賀県訓令甲第2号

健康福祉部  
各保健福祉事務所  
各保健所

保健福祉事務所処務規程（平成18年佐賀県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月28日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(保健福祉事務所長の専決事項)</p> <p><b>第2条</b> 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(78)の4 略</p> <p>(78)の5 精神保健及び精神障害者福祉に関する<u>法律第33条第7項</u>の規定による医療保護入院届の受理に関すること。</p> <p>(78)の6 略</p> <p>(78)の7 精神保健及び精神障害者福祉に関する<u>法律第33条の7第5項</u>の規定による応急入院届の受理に関すること。</p> <p>(78)の8・(78)の9 略</p> <p>(78)の10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3の規定による<u>定期の報告等に係る審査の請求、審査結果の受理及び退院命令に関すること。</u></p> <p>(78)の11～(89)の11 略</p> <p><u>(89)の12～(89)の14</u> 略</p>	<p>(保健福祉事務所長の専決事項)</p> <p><b>第2条</b> 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(78)の4 略</p> <p>(78)の5 精神保健及び精神障害者福祉に関する<u>法律第33条第9項</u>の規定による医療保護入院届の受理に関すること。</p> <p>(78)の6 略</p> <p>(78)の7 精神保健及び精神障害者福祉に関する<u>法律第33条の6第5項</u>の規定による応急入院届の受理に関すること。</p> <p>(78)の8・(78)の9 略</p> <p>(78)の10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3の規定による<u>入院措置及び定期の入院の必要性に関する審査の請求、審査結果の受理及び退院命令に関すること。</u></p> <p>(78)の11～(89)の11 略</p> <p><u>(89)の12 難病の患者に対する医療等に関する法律第28条第2項の規定による指定難病要支援者証明事業に係る登録者証の交付に関すること。</u></p> <p><u>(89)の13～(89)の15</u> 略</p>

改正前	改正後
<p>(90)～(105) 略</p> <p>(106) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第10項及び第11項、第16条の3第5項及び第6項（同法第23条（同法第26条において準用する場合を含む。）<u>、第44条の7第9項</u>、第45条第3項及び第49条において準用する場合を含む。）並びに第36条第1項及び第2項（同法第50条第5項において準用する場合を含む。）の規定による書面による通知及び書面の交付に関すること。</p> <p>(107) 略</p> <p>(108) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第5項、第6項及び<u>第7項</u>に規定する第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の指導に関すること。</p> <p>(108)の2・(109) 略</p> <p>(109)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第1項、第2項、<u>第4項及び第5項</u>（同法第50条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による感染を防止するための協力要請等に関すること。</p> <p>(109)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の7第1項及び<u>第3項</u>の規定による検体の提出又は採取の勧告及び採取に関すること。</p> <p>(109)の4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の7第5項及び<u>第6項</u>の規定による検査の実施及び厚生労働大臣への報告に関すること。</p> <p>(110)～(128) 略</p> <p>(129) 旅館業法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定による承認に関すること。</p>	<p>(90)～(105) 略</p> <p>(106) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第10項及び第11項、第16条の3第5項及び第6項（同法第23条（同法第26条において準用する場合を含む。）<u>、第44条の11第9項</u>、第45条第3項及び第49条において準用する場合を含む。）並びに第36条第1項及び第2項（同法第50条第5項において準用する場合を含む。）の規定による書面による通知及び書面の交付に関すること。</p> <p>(107) 略</p> <p>(108) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第5項、第6項及び<u>第9項</u>に規定する第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の指導に関すること。</p> <p>(108)の2・(109) 略</p> <p>(109)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第1項、第2項、<u>第7項及び第8項</u>（同法第50条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による感染を防止するための協力要請等に関すること。</p> <p>(109)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の11第1項及び<u>第3項</u>の規定による検体の提出又は採取の勧告及び採取に関すること。</p> <p>(109)の4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の11第5項及び<u>第6項</u>の規定による検査の実施及び厚生労働大臣への報告に関すること。</p> <p>(110)～(128) 略</p> <p>(129) 旅館業法第3条の2第1項、<u>第3条の3第1項又は第3条の4第1項</u>の規定による承認に関すること。</p>

改正前	改正後
<p>(130)～(175)の3 略</p> <p>(175)の4 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定による輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号の衛生証明書に限る。）の発行及び同法<u>第38条第5項</u>の規定による当該輸出証明書の発行の取消しに関すること。</p> <p>(175)の5 略</p> <p>(175)の6 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律<u>第38条第2項</u>の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(176)～(299) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(130)～(175)の3 略</p> <p>(175)の4 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定による輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号の衛生証明書に限る。）の発行及び同法<u>第53条第5項</u>の規定による当該輸出証明書の発行の取消しに関すること。</p> <p>(175)の5 略</p> <p>(175)の6 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律<u>第53条第2項</u>の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(176)～(299) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第106号、同項第109号の3、同項第109号の4、同項第129号、同項第175号の4及び同項第175号の6の改正規定は、公布の日から施行する。